

役員・評議員の報酬及び旅費規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神港園定款第九条及び第二四条に基づき、常勤又はこれに準ずる勤務をする役員、それ以外の役員(以下、「非業務執行理事等」という。)、評議員、評議員選任解任委員及び第三者委員(以下「委員等」という。)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬等)

第2条 役員がその任において法人の業務を処理するため、常勤又はこれに準ずる勤務をする場合は、次により報酬(給与等)を支給する。

- (1) 理事長及び業務執行理事が勤務する場合には、別表1の通り報酬(給与等)を支給する。
- (2) 賞与は、事業の成績に応じ、前号に定める月額額の3か月分を超えない範囲で、夏季・冬季に分けて支給する。
2. 神港園職員が在籍のまま理事長及び業務執行理事以外の理事である期間は、職員の給与に関する規程に基づき、給与を支給する。
3. 理事長及び業務執行理事が職務のため出張をしたときは、経済的な通常の経路及び方法により出張した場合によって計算された旅費、もしくは用務上の必要や天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって出張し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算された旅費の実費相当額(交通費(鉄道賃、船賃、航空費、車賃とする。))及び日額1万円の報酬を支給する。

(非業務執行理事等及び評議員並びに委員等の報酬等)

第3条 非業務執行理事等及び評議員並びに委員等に対する報酬の額は、別表2の通り報酬等の区分に応じて支給する。

2. 神港園職員が在籍のまま委員等である期間は、職員の給与に関する規程に基づき、給与を支給する。
3. 非業務執行理事等及び評議員が職務のため出張をしたときは、経済的な通常の経路及び方法により出張した場合によって計算された旅費、もしくは用務上の必要や天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって出張し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算された旅費の実費相当額(交通費(鉄道賃、船賃、航空費、車賃とする。))及び日額1万円の報酬を支給する。

(公 表)

第4条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付 則

この規程は、平成 元年 4月 1日から施行する。
一部改定し、平成10年 5月 1日から施行する。
一部改定し、平成10年10月 1日から施行する。
一部改定し、平成11年 5月22日から施行する。
一部改定し、平成12年 4月 1日から施行する。
一部改定し、平成14年 2月 1日から施行する。
一部改定し、平成20年10月 1日から施行する。
一部改定し、平成25年 5月25日から施行する。
一部改定し、平成27年 4月 1日から施行する。
一部改定し、平成29年 7月 1日から施行する。

役員・評議員の報酬及び旅費規程(別表)

平成29年7月1日施行

別表1(理事長及び業務執行理事の報酬)

役職名	報酬月額
理事長	400,000円～1,000,000円
常務理事(業務執行理事)	200,000円～500,000円

別表2(非業務理事等及び評議員並びに委員等の報酬)

(1)評議員

	報酬(税額控除後)
評議員会への出席	20,000円
上記の他、法人業務のための出勤	10,000円

(2)理事・監事

	報酬(税額控除後)
理事会等会議への出席	20,000円
監事監査への出席	40,000円
上記の他、法人業務のための出勤	10,000円

(3)委員等

	報酬(税額控除後)
評議員選任解任委員会への出席	10,000円
第三者委員会への出席	10,000円
上記の他、法人業務のための出勤	10,000円